

指定第1号通所事業（通所型サービス）運営規程

（夜間型デイサービスセンター灯里）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人桑の実園福祉会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定第1号通所介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員及び介護職員等の従事者（以下「従業者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定第1号通所介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要支援者また事業対象者について、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 夜間型デイサービスセンター灯里
- （2）所在地 兵庫県たつの市龍野町堂本字乗屋敷 537 番 1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名
- 事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）生活相談員 1 名以上
- 利用者のサービス担当者会議を開催し、心身の状況把握に努め、通所介護計画の企画立案を行う。利用者又はその家族に対し、その内容等について説明

を行なうほか、利用者の生活相談及び自らも事業のサービス提供にあたるものとする。

- (3) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等を行う。

- (4) 介護職員 3名以上

利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実が図れるよう、可能な限り利用者と共同で行いながら援助を行う。

- (5) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日

- (2) 営業時間 午前10時00分から午後7時00分までとする。

提供時間 午前10時45分から午後6時15分までとする。

- (3) 年末年始休業日 12月30日から1月3日

(指定第1号通所介護の利用定員)

第6条 定員数を下記の通りに定める。

通所介護相当サービスの定員 2名/日

緩和した基準による通所型サービスの定員 7名/日

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定第1号通所介護の内容は次のとおりとし、指定第1号通所介護を提供した場合の利用料の額は、相生市長が定める基準によるものとし、当該指定第1号通所介護が法定代理受領サービスであるときは、毎年保険者より交付される「介護保険負担割合証」に記載されている『利用者負担の割合』に基づき算出される額とする。

(相生市長が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 入浴サービス

- (2) 食事サービス

- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション

(4) 健康チェック

(5) 送迎

2 指定第1号通所介護事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定第1号通所介護に通常要する時間を超える指定第1号通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定第1号通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用。

(3) おむつ代（実費相当額）

(4) 機能訓練

当事業所の通所介護における機能訓練に際した加算と同等額を利用者の自費負担とし、事業所は、加算算定要件と同等のサービスを行う。

(5) 前号に掲げるもののほか、指定第1号通所介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、たつの市、揖保郡、姫路市、相生市の区域とする。

(衛生管理)

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

3 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

4 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 5 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 6 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定第1号通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 2 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 3 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 着替え、おしめ等の準備
- 4 食事サービスを利用する際の留意事項
 - (1) アレルギー、食事形態の連絡
- 5 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 休止する場合はその連絡、車椅子等利用希望の有無

(虐待の防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その内容について周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(緊急時における対処方法)

第12条 通所介護従業者は、指定第1号通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定第1号通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 3 利用者に対するは通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施する。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第16条 当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 5 当事業所は、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、職場において行

われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 5 月 1 から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。